

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 2 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700767号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700240号

第1 結論

請求者のA社における平成26年8月8日の標準賞与額を1万2,000円とすることが必要である。

平成26年8月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年8月8日

A社に勤務している期間のうち、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与の記録について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に社会保険事務を委託されている社会保険労務士法人Bから提出された請求者に係る賞与明細、同法人及びA社の事業主の回答並びに健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成26年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年7月27日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から産前産後休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から1万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700768号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700241号

第1 結論

請求者のA社における平成26年8月8日の標準賞与額を2万6,000円とすることが必要である。

平成26年8月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年8月8日

A社に勤務している期間のうち、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与の記録について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に社会保険事務を委託されている社会保険労務士法人Bから提出された請求者に係る賞与明細、同法人及びA社の事業主の回答並びに健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成26年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年7月27日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から産前産後休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から2万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700508 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700242 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 12 月 29 日から同年 12 月 31 日に訂正することが必要である。

請求者の A 社における昭和 37 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、昭和 38 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び昭和 39 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 1 万 2,000 円から 1 万 4,000 円、昭和 38 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 1 万 4,000 円から 1 万 8,000 円、昭和 39 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 1 万 8,000 円から 2 万円とする。

昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間、昭和 38 年 5 月から同年 7 月までの期間、昭和 39 年 8 月及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間、昭和 38 年 5 月から同年 7 月までの期間、昭和 39 年 8 月及び同年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から同年 8 月 5 日まで
② 昭和 39 年 12 月 29 日から昭和 40 年 1 月 14 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 1 日から昭和 39 年 12 月 29 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②が被保険者期間となっていない。また、請求期間③の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と相違している。給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち、昭和 39 年 12 月 29 日から同年 12 月 30 日までの期間について、請求者が A 社の後に勤務した B 市役所から提出された請求者に係る任用履歴書及び請求者から提出

された請求者が定年退職する際に発行されたとする履歴書によると、A社に係る退職日は、同年12月30日と記載されていることが確認できる。

また、請求者から提出された給料支払明細書の勤怠に係る記載についてカレンダーと突き合わせたところ、A社の給与は20日締めであると推測され、昭和40年1月分給料支払明細書によると、欠勤日数の記載はなく、8.5日分の給与が支給されていることから、請求者は、昭和39年12月21日から同年12月30日までの期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年12月31日に訂正することが必要である。

一方、請求期間②のうち、昭和39年12月31日から昭和40年1月14日までの期間について、昭和39年12月分及び昭和40年1月分給料支払明細書により、標準報酬月額2万円に基づく保険料980円（健康保険料630円及び厚生年金保険料350円を合算した保険料）が控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記履歴書によると、A社に係る退職日は、昭和39年12月30日と記載されていることが確認できる上、昭和40年1月分給料支払明細書によると、昭和39年12月31日以降の給与は支給されていないことが認められる。

また、請求者は、昭和40年1月は勤務していないと陳述している。

このほか、請求者が請求期間②のうち、昭和39年12月31日から昭和40年1月14日までの期間において、A社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 請求期間③のうち、昭和37年4月1日から同年10月1日までの期間、昭和38年5月1日から同年8月1日までの期間及び昭和39年8月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③のうち、昭和37年4月1日から同年10月1日までの期間、昭和38年5月1日から同年8月1日までの期間及び昭和39年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和37年4月から同年9月までは1万4,000円、昭和38年5月から同年7月までは1万8,000円、昭和39年8月及び同年9月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっていることから、昭和37年4月から同年9月までの期間、昭和38年5月から同年7月までの期間、昭和39年8月及び同年9月について、請求者の標準報酬月額に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③のうち、昭和36年10月1日から昭和37年4月1日までの期間、同年10月1日から昭和38年5月1日までの期間、同年8月1日から昭和39年8月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月29日までの期間について、給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる標準報酬月額と同額であることが認められることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

3 請求期間①について、上記履歴書及び請求者が同期入社であったと記憶している同僚の陳述から、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、仮採用期間の3か月経過後に厚生年金保険に加入する旨事業主から聞いたことを記憶しているところ、当該同僚の資格取得年月日は、請求者より後の昭和31年11月2日である上、他の複数の同僚も入社してから数か月後に被保険者資格を取得していることから、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が請求期間①のものであると主張する給料支払明細書によると、標準報酬月額4,000円に基づく保険料190円（健康保険料130円及び厚生年金保険料60円を合算した保険料）又は、標準報酬月額5,000円に基づく保険料238円（健康保険料163円及び厚生年金保険料75円を合算した保険料）が控除されていることが確認できるものの、当該明細書には年月が記載されておらず、その勤怠に係る記載についてカレンダーと突き合わせたところ、請求者が被保険者資格を取得した後の給料支払明細書である可能性がある上、A社は既に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、その詳細について確認することができない。

さらに、請求者は、A社に係る資格取得年月日が昭和31年7月1日である厚生年金保険被保険者証を交付されていた旨主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、請求者の同社に係る資格取得年月日を同年8月5日とする台帳記号番号は、同年8月15日に払い出されていることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、健康保険証の整理番号に欠番がないことが確認できる。

加えて、年金事務所は、A社から提出された届出書類及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は保存されていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。